

証明書コンビニ交付サービスの拡充について

区では、区民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、平成26年12月から、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税(非課税)証明書及び納税証明書(最新年度分のみ)について、コンビニ交付サービスを実施しています。

現在、杉並区行財政改革推進計画に基づき、住民情報系システムの再構築を進め、令和3年1月に新システムの稼働を目指しているところですが、これを契機として、より一層の区民の利便性の向上を図るため、以下のとおり、証明書コンビニ交付サービスを拡充いたします。

1 追加する証明書

- (1) 戸籍事項証明書(全部事項証明書、一部事項証明書)
- (2) 戸籍の附票の写し(全部事項証明書、一部事項証明書)
- (3) 過年度分の課税(非課税)証明書・納税証明書(最長5年分)

※(1)(2)については、区内に本籍を置く区民及び区外在住者を交付対象とする。(3)については、令和4年度から実施する。

2 見込まれる効果

- 戸籍事項証明書等を新たにコンビニ交付サービスに加えることで、区民の利便性の更なる向上が図られる。
- 住民情報系システムの再構築に合わせ、証明書コンビニ交付システムの入替えを行うが、これと同時に設計・構築作業を行うことにより、別途導入を図る場合と比べて、経費の圧縮ができるとともに、システム入れ替え作業に伴うサービス停止期間を短縮できる。

3 今後のスケジュール

- | | |
|----------|--------------------|
| 令和2年10月～ | 区広報紙等でサービス拡充の周知 |
| 令和3年1月中旬 | 証明書コンビニ交付サービス拡充の開始 |